

平成27年10月16日

各位

株式会社 北陸銀行

ペット保険の取り扱い開始について

北陸銀行（頭取：庵 栄伸）は、このたび、ペット保険業界最大手のアニコム損害保険株式会社（本社：東京都新宿区 代表取締役社長：野田 真吾、以下アニコム損保）と代理店契約を締結し、ペット保険の取り扱いを平成27年10月19日（月）より開始します。

アニコム損保との契約は、北陸三県（富山県・石川県・福井県）、および北海道の金融機関としては、当行が初めての取り扱いとなります。

いまや家族の一員として扱われることも多くなったペットですが、この保険にご加入いただくことで、突発的な金銭面の負担が軽減されるほか、家族としての絆がより深まると考えられます。

当行は最も身近な金融機関として、お客さまの様々なライフスタイルにお応えする保険商品のラインナップを揃え、豊かな暮らしづくりのサポートをさせていただきます。

記

1. ペット保険の概要

保険対象：愛玩動物である犬・猫
契約期間：1年（2年目以降は自動継続）
補償内容：どうぶつのケガや病気による通院、入院、手術に対し、診療費の一部（プランにより70%または50%）が補償されます。なお、出産などケガ・病気以外の治療や検査費用などは補償の対象外となります。
申込方法：当行窓口、または渉外担当者を通じお申込みください。

2. ご加入時の主な特典

- （1）ご加入いただきますと、ペットのお気に入り顔写真が入った「どうぶつ健康保険証（※）」を発行いたします。
- （2）取り扱い開始を記念し、2016年3月31日までにご契約いただいた場合、「どうぶつ健康保険証」と同じ顔写真入りのオリジナルトートバッグをもらえる1個プレゼントします。

※「どうぶつ健康保険証」の特徴

全国で5,838件（2015年8月31日現在）の対応病院窓口で提示すると、一般の健康保険と同じように、保険金を差し引いたご負担のみで清算が完了します（治療のケースにより例外もございます）。

詳しくはアニコム損保のホームページをご参照願います。

保険商品に関する留意点

●保険商品は預金ではありません。また元本の保証はありません（預金保険の対象ではありません）。●当行は保険の募集代理店です。保険の引受は行っておりません（当行はお客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います）。ご契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。●引受保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保護措置が図られますが、一時払保険料の最低保証金額、死亡保険金額、積立金額、解約返戻金および将来の年金額等が削減されることがあります。●当行が募集する個人年金保険・終身保険は、商品により、契約時費用ならびに解約時の解約控除が必要となり、据置期間中は保険関係費用、資産運用関係費用、運用成果確保時費用、年金管理費、外国為替手数料などの手数料がかかる場合がありますが、ご負担いただく手数料の項目、手数料率、計算方法等は各商品によって異なりますので、一律の算出方法を表示することはできません。●変額個人年金保険は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減に繋がるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約返戻金は既払保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。●外貨建ての個人年金保険では、為替レートの変動により、お受取になる円換算後の保険金額がご契約時における円換算後の保険金額を下回ることや、お受取になる円換算後の保険金既払保険料を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。●解約返戻金変動型年金保険の場合、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金が既払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります（具体的には中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります）。●個人年金保険・終身保険を中途解約した場合には、運用実績・市場価格調整・契約初期費用・解約控除等により、解約返戻金は払込保険料を下回ることがあります。●当行では取扱中の保険商品はクーリング・オフ制度の対象となります。●保険契約にご加入いただくか否かが、当行の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。●保険業法の規定により、お客さまのお勤め先によっては、保険商品をお申し込みいただけない場合があります。●保険料を借入金で調達した場合、運用実績等によっては解約返戻金が借入元利金を下回り、借入元利金を返済する事が困難になる事があります。よって、一時払保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みはお取り扱いできません。●ご検討にあたっては、専用のパンフレットや「ご契約のしおり・約款」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」（変額年金保険の場合はこれに加えて「特別勘定のしおり」）を契約前に必ずお読みいただき、十分内容をご確認願います。●商品のご検討にあたっては、販売資格を持つ当行の募集人にご相談ください。詳しくは窓口までお問い合わせください。

【本件に関する照会先】

営業推進部 リテール推進室

金融商品推進G

TEL 076-423-7111